平成２６年（フ）第７１４号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号
債務者　有限会社サンタコーポレーション
代表者代表取締役　松枝　　保
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　勤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙759番地イ
債務者　有限会社川内屋
代表者清算人　川内美代子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長戸　和光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
宮崎県延岡市幸町２丁目125番地
債務者　株式会社ＨＥＢ
代表者代表取締役　吉田　朝則
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後１時30分
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１２２６号
大阪市旭区赤川２丁目４番10号
債務者　株式会社Ｈ．Ｓ．Ｋ（旧商号八田産業株式会社）
代表者代表取締役　松波　明宏
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原麗央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２号
山形県鶴岡市茅原字西茅原38番地12　市営ちわら住宅１―107号室
債務者　五十嵐孝男
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１４２号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2259番地の19
債務者　大塚　洋子（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
群馬県利根郡みなかみ町新巻499番地１
債務者　中島　早紀
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
群馬県館林市足次町1070番地の７
債務者　森　　晴彦（旧姓稲村）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６１号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷12街区616番地レオパレスジュネスⅣ210号、前住所東京都練馬区三原台２丁目17番16号
債務者　小山　雅史
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６２号
群馬県太田市由良町111番地、前住所群馬県太田市由良町1477番地４　ハツエハイツ205号
債務者　洪　久美子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２５号
千葉県茂原市七渡40番地６
債務者　狩野　政人
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
千葉県長生郡白子町南日当2430番地２
債務者　川村　雄一
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
千葉県茂原市茂原600番地11
債務者　地引　繁夫
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
千葉県南房総市千倉町忽戸506番地１
債務者　鈴木　　洋
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第７３号
静岡県富士宮市宮北町137番地の４
債務者　相馬かおり
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２２号
愛知県一宮市西大海道字前島30番地３
債務者　山田富子こと金原富子こと　金　　富子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３４号
愛知県犬山市大字羽黒字前川原10番地７
債務者　長屋鉄工所こと　長屋　勇次
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部